

Advanced Postdoctoral Fellowships of the Japan Diabetes Society (日本糖尿病学会 特別研究員) 応募者向け FAQ

Q-1. この報奨金制度の概要を教えてください。

A-1. 本報奨金は、我が国における糖尿病研究の発展と若手研究者の育成を目的とし、優れた若手研究者に研究に専念する機会を与えるため、本学会が平成 22 年に発表した 5 年間のアクションプラン「DREAMS」のひとつである「2. 研究の推進と人材の育成 (Research to Cure)」の一環として制定された制度です。

概要は以下をご覧ください。

項目	内容
研究奨励金	日本糖尿病学会は、特別研究員に対し、研究奨励金を支給する。
金額・研究期間	年間 400 万円・2 年間（総額 800 万円）
交付方法	交付は A と B の二種類のパターンのうち、いずれかを応募者が選択する。 A) 所属している大学等研究機関が奨励金を本学会より受領し、特別研究員は大学等研究機関から給与として奨励金を受領する。 B) 特別研究員が当学会と委嘱契約を結び、業務委託費として奨励金を受領する。
支払時期	A) 所属機関の規定に準じる B) 原則、四半期毎
支払方法	A) 所属機関の規定に準じる B) 原則、銀行振込
研究従事場所	特別研究員が在籍する国内の大学等研究機関
研究従事時間	特別研究員は助成期間中、研究専念義務に従って、原則平日週 4 日以上研究に専念しなければならない。 ※留学・出産・育児・傷病等を理由とする助成中断の扱いを受ける場合を除く
税金関係	特別研究員と本学会との間には雇用関係がないため、特別研究員が各自で対応する。 A) 所属機関の規定に準じる B) 最寄りの税務署や、国税局の相談窓口にて手続きを行う
保険関係	特別研究員と本学会との間には雇用関係がないため、特別研究員が各自で対応する。 A) 所属機関の規定に準じる B) 各自で国民健康保険・国民年金保険等に参加する

Q-2. 応募資格を教えてください。

A-2. 応募者は、以下6点すべての応募資格を満たしている必要があります。

1. 基礎研究を対象とする ※注1
2. 募集の翌年4月1日時点で博士の学位を取得後3年未満、もしくは募集年度の年度末までに学位取得が内定している者
応募者がこれまでに産前産後・育児休業、介護休業を取得している場合は、当該期間を応募者の実年齢から差し引くことができるものとし、その適用希望者は休業取得を裏付ける証明書等を提出することとする
3. 現在の所属する研究施設の講座または部門の長からの推薦状を提出できること
なお、所属する研究施設の講座または部門の長は、条件として原則として平日週4日以上研究に専念させることを担保すること
4. 日本糖尿病学会の会員で、応募年の会費を所定の期日までに納付済みであること
5. 2025年4月1日時点で、特任助教などのフルタイムの研究職には就いていないこと
6. 過去に本研究奨励金の採択を受けていないこと
※注1：疫学研究や臨床研究は対象としない

Q-3. 応募方法を教えてください。

A-3. 所定の推薦書と申請書に記入・捺印し、以下4点の応募書類をE-mailに添付して当事務局長宛てに送付してください。申請書と推薦書のフォーマットは当学会HPよりダウンロードしてください。

<応募書類>

1. 推薦書
2. 申請書 ※注2
3. 学位論文（学位の対象となった論文）
4. 学位記の写し

<送付先メールアドレス>

grant@jds.or.jp

<送付メール件名>

「Advanced Postdoctoral Fellowships {会員番号} {氏名}」

※注2：外国籍の応募者は、本支援終了後も日本国内で研究を継続する意思を記入した書類を添付すること（フォーマットの規定はありません）

Q-4. 採択は何名を予定していますか？

A-4. 4名以内を予定しています。

※採択は予算の状況や募集状況により、人数は前後いたしますが、最大採択数

4 名です。

Q-5. 研究奨励金の使途に制約はありますか？

A-5. 研究奨励金の使途については特に定めませんので、所属機関の研究費使用規定等に準じてください。

Q-6. 交付のパターンとは何ですか？

A-6. 本報奨金は、申請書に記載された研究の遂行に関する経費のほか、特別研究員の生計の維持に充てていただくため、給与もしくは業務委託費のいずれかのパターンにて交付します。

A) 所属している大学等研究機関が奨励金を本学会より受領し、特別研究員は大学等研究機関から給与として奨励金を受領する。

B) 特別研究員が当学会と委嘱契約を結び、業務委託費として奨励金を受領する。

A、B いずれのパターンでの応募が可能か、応募者にて所属機関へ確認し、選択してください。

Q-7. 税金や保険の対応はどのようにすればよいですか？

A-7. 交付パターン A の場合は、報奨金は所属機関から給与として支給されますので、税金や保険の対応についても所属機関に照会してください。

交付パターン B でいずれの施設とも雇用契約がない場合、税金・保険の対応は特別研究員がご自身で手続きいただく必要があります。

Q-8. 労働による報酬や、他の助成金を受け取ることはできますか？

A-8. 特別研究員は、労働等によって報酬を受給することが可能です。ただし、研究遂行に支障が生じないよう、また適切な労務管理が行われるようにしてください。また、特別研究員は、日本学術振興会の特別研究員等の他の支援を同時に受給することはできません。

本学会の若手研究助成金や若手研究奨励賞の受賞者が、特別研究員に応募することは可能です。

Q-9. 研究成果の発表はどのようにしたらよいですか？

A-9. 研究終了後、直近に開催される日本糖尿病学会年次学術集会にて本研究奨励金による研究成果報告を行っていただくとともに、書面にて中間・終了時に研究成果報告書を提出していただきます。

Q-10. 学位取得予定(内定者)なのですが、応募はできますか？

A-10. 募集年度の年度末までに取得予定であれば、応募いただくことは可能ですので、その旨を応募時のメールに記載してください。

例) 2025 年 9 月募集 (2025 年度) の場合、2026 年 3 月末日までに学位取得のこと。

ただし確実に取得できること (内定者であること) が必要です。

Q_11. 研究施設の講座または部門の長が交代になった場合はどうしたらよいですか？

A_11. 後任の方に改めて推薦書をご記入いただき、E-mail に添付して担当事務局宛てに送付してください。

<本事業に関する連絡先>

〒112-0002 東京都文京区小石川 2 丁目 22-2 和順ビル 2 階

一般社団法人日本糖尿病学会 学術調査研究・教育委員会 事務局

特別研究員事業担当 grant@jds.or.jp